

10. 日本人一流柔道選手のアンチ・ドーピングに対する意識とドーピング違反行為防止のための再教育の重要性について (第1報)

神奈川工科大学	渡邊 紳一
小田原循環器病院	海老根東雄
小田原循環器病院	露木 和夫
国立がんセンター東病院	大江裕一郎
小田原循環器病院	大関 泰宏
せと山荘クリニック	穴井 芳恵
帝京平成大学	砂川 憲彦

(キーワード) 柔道、アンチ・ドーピング、意識調査

10. Anti-doping awareness among top Japanese judo athletes and the importance of re-education to prevent doping violation (The first report)

Shin-ichi Watanabe	(Kanagawa Institute of Technology)
Kunio Ebine	(Odawara Cardiovascular Hospital)
Kazuo Tsuyuki	(Odawara Cardiovascular Hospital)
Yuichiro Ohe	(National Cancer Center Hospital East)
Yasuhiro Ohzeki	(Odawara Cardiovascular Hospital)
Yoshie Anai	(Seto-Sanso Clinic)
Norihiko Sunagawa	(Teikyo Heisei University)

(Key words) Judo, Anti-doping, Attitude survey

Abstract

To acquire basic data for anti-doping education of junior Judo athletes, we conducted a survey on anti-doping awareness among the 37 Judo athletes who were instructed to receive a doping test and 36 people accompanying them at the men's and women's national Judo competition held in 2009. With regard to the age at being tested for the first time, the youngest age was 14, while the most common answer was 17. With regard to their feelings about the test when they were

instructed to receive it for the first time, the most common answers were "indifferent" and "finding it troublesome". To the question asking who they think should have expert knowledge about anti-doping, the most common answer was "instructors". The results suggested the need for pre-high school anti-doping education that prevents athletes from becoming unwilling to receive doping tests. Further, we hope that anti-doping education programs for instructors will be actively introduced.

I 緒言

世界アンチ・ドーピング規程¹⁾によると、ドーピング行為はスポーツ固有の価値（倫理観、フェアプレー、人格と教育、規則・法規への敬意など）を損なうため、スポーツ精神に根本的に反するものであると明記されている。これらは各国政府関係者の強い意志の表れでもあり²⁾、広く世界で禁止されている。これらの理念や情報が、マスメディアやインターネットなど様々な媒体を通して供給なされながら、現実にはスポーツ選手によるドーピング違反行為が世界中で後を絶たない^{3) 4)}。

著者たちは、毎年、公益財団法人全日本柔道連盟（以下、全柔連）が主催している柔道ジュニアブロック合宿において、ジュニア世代の柔道選手に対するドーピング防止に関する教育講演を展開している。この講演において著者たちは、アンチ・ドーピングに関する意識調査を実施し、ジュニア世代のアンチ・ドーピングに関する意識の特徴と問題点について指摘してきた^{5) 6) 7)}。現在、柔道競技におけるナショナルチームなどの強化指定選手として活躍している選手には、前述したジュニアブロック合宿に参加し、アンチ・ドーピングに関する教育講演を受講した経験を持つ者が多い。また、このようなトップレベルの選手は、ドーピングの競技会検査や競技会外検査の対象とされる機会が多く、ドーピング検査を受けた経験も多い。

このようなトップアスリートが、アンチ・ドーピングについてどのような意識を持っているのかについて把握することは、ジュニア世代の柔道選手にドーピング防止教育を実施している著者たちにとっては極めて興味深い。また著者たちは、アンチ・ドーピングに関する正しい知識や理念を持つことが、一流選手になるための資質の一つとして捉えていることから、意識調査を実施し、その実態を明らかにすることはジュニア世代の選手を健全に育成するための重要な基礎資料になるものと考えられる。

そこで本報告では、柔道競技の全国大会の上位入賞者のうち、ドーピングの競技会検査の対象となった選手と、対象選手のドーピング検査に帯同した者（指導者やチームメイトなど）に対して、アンチ・ドーピングに対する意識調査を実施し、その実態を明らかにすることを目的とした。

II 対象と方法

1. 調査対象

本報告の意識調査は、全柔連のアンチ・ドーピング委員会ならびにドーピング・コントロール部会が主催して実施した。調査対象は、2009年11月に千葉市で開催された平成21年度講道館杯全日本柔道体重別選手権大会に出場した選手のうち、ドーピングの競技会検査の対象となった選手42名（男女各21名）と、選手のドーピング検査に帯同した指導者やチームメイト42名であった。

2. 調査方法と調査内容

検査対象者とその帯同者が、ドーピングコントロールステーション内の待合室で待機している間に、本調査の趣旨を口頭および文書で十分に説明した。調査の実施にあたってはヘルシンキ宣言を遵守し、調査用紙は無記名で個人が特定されない書式とした。さらに、調査への参加は自由意思とする旨の説明をしたうえで、調査に対する同意が得られた選手37名（男性18名、女性19名）と帯同者36名（男性18名、女性18名）から回答された調査用紙を回収することができた。以上の調査は待合室のみで実施した。

なお帯同者の内訳は、チームメイトが30名、コーチや監督などの指導者が3名、トレーナーが1名、母親が1名であった。

検査対象と帯同者には、それぞれ表1と表2に示した各設問に対し回答を依頼した。どちらの調査も設問1に対しては記述式で回答をお願いし、設問2以降に対する回答はそれぞれの選択肢より選んでもらった。

表1 検査対象に対して実施した意識調査の設問内容

設 問	設 問 内 容	選 択 肢
1	初めてドーピング検査を受けた時期は？	(自由記述)
2	初めてドーピング検査の対象となったとき、どのように感じたか？	(一流選手として認められた・面倒だ・無関心・その他(自由記述))
3	中学生もドーピング検査の対象となることについてどう思うか？	(時期尚早である・妥当である・よく分からない)
4	いつの時期から、アンチ・ドーピングに関する専門的な教育を受ける必要があるか？	(小学生高学年・中学生・高校生・大学生・その他(自由記述))
5	選手以外の人のうち、アンチ・ドーピングに関する知識が必要だと思う人は？	(指導者・保護者・学校教員・その他(自由記述))

表2 帯同者に対して実施した意識調査の設問内容

設 問	設 問 内 容	選 択 肢
1	ドーピング検査を受けた経験は？	(ある・ない)
2	ドーピング検査を受けた経験がある人で、初めてドーピング検査の対象となったとき、どのように感じたか？	(一流選手として認められた・面倒だ・無関心・その他(自由記述))
3	中学生もドーピング検査の対象となることについてどう思うか？	(時期尚早である・妥当である・よく分からない)
4	いつの時期から、アンチ・ドーピングに関する専門的な教育を受ける必要があるか？	(小学生高学年・中学生・高校生・大学生・その他(自由記述))
5	選手以外の人のうち、アンチ・ドーピングに関する知識が必要だと思う人は？	(指導者・保護者・学校教員・その他(自由記述))

III 結果

検査対象と帯同者に対して実施した意識調査について、設問ごとに結果を表に示した。

1. 初めてドーピング検査を受けた時期(表3)と、そのときの第一印象について(表4)

表3 初めてドーピング検査を受けた時期と人数(検査対象に対する調査結果)

時期	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	計
人数	1	3	3	13	5	5	2	2	1	1	1	37

検査対象のうち1名の女子選手が、意識調査を実施した本大会のドーピング検査が初めて受けた検査であったが、それ以外の検査対象は過去にドーピング検査を受けたことがあると回答した。また、ドーピング検査を初めて受けた時期は 18.0 ± 2.2 歳であった。中でも、最も多かった回答は17歳(37名中13名)であった。

一方、検査対象の帯同者のうち、過去にドーピング検査を受けた経験のある者は、36名中9名であった。

初めてドーピング検査の対象となったときに感じた第一印象については、検査対象では「無関心」と回答した者が最も多く(14名)、帯同者では「面倒だ」と回答した者が最も多かった(5名)。一方、「一流選手として認められた」と回答した検査対象は6名であり、帯同者では1名のみであった。

2. 中学生がドーピングの検査対象となることについての印象(表5)と、アンチ・ドーピングに関する専門教育を受け始めるべき時期についての回答(表6)

中学生がドーピング検査の対象となることについて、検査対象も帯同者も「よく分からない」と回答した者が最も多く(いずれも16名)、「時期尚早である」と回答した者が検査対象(7名)でも帯同者(9名)でも最も少なかった。

また、アンチ・ドーピングに関する専門教育を受け始めるべき時期について最も多かった回答は、検査対象では「中学生(17名)」、帯同者では「高校生(19名)」であった。

表5 中学生がドーピング検査を受けることについて、どのように感じるか?

回 答	検査対象	帯同者
分からない	16	16
妥当	14	11
時期尚早	7	9
計	37	36

表6 アンチ・ドーピングの専門教育を受け始める時期は、いつが妥当か?

回 答	検査対象	帯同者
中学生	17	11
高校生	14	19
大学生	5	4
小学生高学年	1	2
計	37	36

表4 初めてドーピング検査の対象となったときにどのように感じたか?

回 答	検査対象	帯同者
無関心	14	3
面倒だ	10	5
一流選手として認められた	6	1
興味津々	2	0
恥ずかしい	2	0
いやだ	1	0
大変だ	1	0
よく分からない	1	0
計	37	9

3. 選手のほかにアンチ・ドーピングに関する専門知識を持つべき人について(表7)

この設問については、複数の選択肢より回答することを可とした。その結果、選手のほかにアンチ・ドーピングに関する専門知識を持つべきであるのは「指導者」であると回答した者が、検査対象、帯同者ともに最も多く(いずれも28名)、次いで「学校教員」と回答した者が多かった(いずれも9名)。

表7 選手のほかに、アンチ・ドーピングの専門的知識を持つべき人は？(複数回答可)

回 答	検査対象	帯同者
指 導 者	28	28
学 校 教 員	9	9
保 護 者	7	7
無 回 答	4	3
計	48	47

IV 考察

前回までの報告^{5) 6) 7)}で著者たちは、ジュニア世代の柔道選手における年齢、性別、競技歴、居住地域間のアンチ・ドーピングに関する認識の特徴と問題点を指摘してきた。また、アンチ・ドーピングの認識に生じている差を解消し改善するためには、早期からのドーピング防止教育の導入が重要であることを提案してきた。さらに、ジュニア世代の選手を取り巻く指導者や保護者が、アンチ・ドーピングに対して積極的な理解を持つことも重要であることを示してきた。

本報告では、ジュニア世代のうちにドーピング防止教育を受講した経験を持つ現在の上位層の柔道選手と、それらの選手がドーピングの競技会検査を受けた際の帯同者を対象として、アンチ・ドーピングに関する意識調査を実施した。この調査の目的は、トップレベルの選手や帯同者が持つアンチ・ドーピングに対する意識の実態を明らかにすることで、ジュニア世代の選手に対するドーピング防止教育を充実させるための基礎資料を得ることである。

本報告の検査対象が、初めてドーピング検査を受けた時期の平均年齢は「18.0±2.2歳」であった。また、最も早い時期に検査を受けた対象は「14歳」、最も遅い時期に受けた対象は「24歳」であった(いずれも男子)。柔道競技の国際大会では世界ジュニア柔道選手権大会など、また国内大会では全日本ジュニア柔道体重別選手権大会などの非常に大きな規模の大会において、出場するジュニア世代の選手を対象としたドーピング検査が実施されており、現在の日本の上位選手は早い時期からドーピング検査の経験を持っていたのではないと思われる。また、「初めて検査を受けた時期」で最も多かった回答は「17歳(13名)」であった。この結果は、この時期に初めてドーピング検査を受ける選手が多いのであれば、17歳よりも早い時期からドーピング防止教育を受けなければならないことを示している。つまり、高校に入学してから防止教育を受け始めるのでは遅く、高校に入学する前からの防止教育の導入が必要となる。本調査で実施した、ドーピング防止教育を受け始めるべき時期はいつかについての回答結果は、「中学生が妥当(28名)」とする意見が「高校生が妥当(33名)」とする意見を若干下回った。しかしながら大多数の調査対象が、「中高校生の時期にドーピング防止教育を受け始めるべきである」と回答したことは、「早期のドーピング防止教育の導入が望ましい」ことをトップアスリートが認識していることを示している。これらのことを実現させるためには、ジュニア世代の選手が全柔連ならびに公益財団法人講道館主催のジュニアブロック合宿に参加しアンチ・ドーピング講義を受講するか、柔道の指導者からドーピング防止教育を受ける、もしくは学校教育の現場(保健体育の授業など)においてドーピング防止に関する知識について触れていく⁸⁾などの工夫が必要である。そのためには、教える側もアンチ・ドーピングに関する最新の情報を日々入手していく、もしくは再教育の機会

を得る必要がある。

「初めてドーピング検査の対象となったときの第一印象」については、多くの検査対象（37名中24名）が「無関心（特に何も感じない）」もしくは「面倒だ」と回答した。ドーピング検査を受けることによってのみ、競技者はスポーツに対してクリーンであることが証明されるため、ドーピング検査は「面倒だ」と思わず積極的に受ける²⁾よう教育することが重要である。また、検査経験のある帯同者の多く（9名中8名）が検査対象と同様な回答をした。著者たちは、ドーピング検査を初めて受けたときには、多くの検査対象が「一流選手として認められた」と感じたのではないかと考えていた。しかしながら、中学生が検査対象となることについて「よく分からない」と回答した者が、検査対象でも帯同者でも最も多かった（いずれも16名）ことを考えると、初めてのドーピング検査に対して「無関心」であったり「面倒だ」と感じたりする対象が多くなるのも仕方のないことかもしれない。事実、世界中でドーピング違反行為が後を絶たないとの報告^{3) 4)}がある一方で、日本ではドーピング違反となるケースは大変少ない⁹⁾ことと、ドーピングに関する話題に触れる機会が少ないためか、ドーピング検査に対して「無関心」になる可能性もありうる。このような状況が続くようであれば、いわゆる「うっかりドーピング」¹⁰⁾を招く、あるいはパラ・ドーピング（ライバルに分からない形で、ライバルの飲食物に禁止薬物を混入する行為）の被害に遭う可能性が高くなることも考えられ、その結果自らが自らの競技生活を脅かすことにもなりかねない。アンチ・ドーピング教育は、単に薬の知識を学ぶ、あるいはドーピング検査を受ければよいとすることが目的ではなく、フェアプレーの精神で他の選手と競うことが真の目的である¹¹⁾。これらのことから、少なくともドーピング違反行為は「スポーツ固有の価値を損ね、健全なスポーツ精神に反する」ことの意味は繰り返し伝えなければならない。

中学生がドーピングの検査対象となるのは「時期尚早」であるとする回答が最も少なかった（検査対象が7名、帯同者が9名）。また、この時期からのドーピング防止教育は必要である（表6）との認識を、多くの一流選手やその帯同者が持っていた。これらの結果（表6、7）から、ドーピング防止教育はジュニア世代の選手だけを対象とするだけではなく、帯同者、すなわち選手を取り巻く指導者もその対象とするべきである^{6) 12)}ことが本調査でも明らかとなった。

ドーピング違反行為は、選手の健康を害する。また、コーチや医師たちの中には新しい方法（ドーピング行為）や薬物を考えることがある¹³⁾ため、世界アンチ・ドーピング機構は、禁止薬物などのリストを毎年改訂している¹⁰⁾。したがって、指導者講習などの再教育プログラムの中に、ドーピング防止教育を積極的に盛り込んでいくことも提案したい。

V 総括

ドーピング検査は、その対象となった選手がフェアなスポーツ精神で競技に取り組んでいるかどうかを証明する手段である。ジュニア世代の選手には、検査対象となったときに消極的な気持ちを持たせない教育を展開しなければならない。またそのためには、選手を取り巻く指導者が、アンチ・ドーピングに対する積極的な理解と情報を収集する姿勢が重要であり、そのための再教育の導入もまた重要視される。

謝辞

本報告の調査を実施するにあたり協力いただいた、全柔連の故坂本健司氏、竹村誠司氏、金野洋祐氏、ならびに全柔連ドーピング・コントロール部会の佐藤展将氏、小沼由起氏、徳本恵美子

氏, 坂元孝子氏に深謝する. また, 有益なご助言をいただいた明治大学の春日井淳夫教授, 神奈川工科大学の松尾崇教授, 高橋勝美教授に深謝する.

なお本報告は, 神奈川工科大学2009年度~2011年度重点配分の助成を受けて行われたことを付記する.

参考文献

- 1) 財団法人日本アンチ・ドーピング機構編集: 世界アンチ・ドーピング規程2009「世界ドーピング防止規程の基本原則」: 10, 2009
- 2) 河野一郎ほか編: JADA Japan Anti-Doping Guide Book 2007. 財団法人日本アンチ・ドーピング機構発行, 東京: 2-23, 2007
- 3) KREMENIK Michael. et. al.: A Historical Timeline of Doping in the Olympics (Part III 1989-2006). *Kawasaki J. Med. Welf.* 13 (1): 1-20, 2007
- 4) 長尾愛彦: アンチ・ドーピングスポーツとくすり一. 熊日出版, 熊本: 1, 2007
- 5) 渡辺紳一ほか: 柔道ジュニアブロック合宿における中学柔道選手を対象としたアンチ・ドーピングに関する意識調査. *日本臨床スポーツ医学会誌* 18 (1): 20-26, 2010
- 6) 渡辺紳一ほか: 中学柔道選手のアンチ・ドーピングに関する認識度と, 指導者および保護者に対するドーピング防止教育の必要性について. *講道館柔道科学研究会紀要* 13: 41-47, 2011
- 7) Shin-ichi Watanabe, et. al.: Awareness of anti-doping issues among junior high school Judo players and importance of early introduction of anti-doping education and prevention. *Research reports of Kanagawa Institute of Technology.* A-36: 5-10, 2012
- 8) 依田充代ほか: アンチ・ドーピング教育に関する研究—アンチ・ドーピングに関する学生の意識—. *日本体育大学紀要* 36 (2): 209-222, 2007
- 9) 鈴木秀典: 特集 アンチ・ドーピングのための頻用薬の知識 総論禁止表. *臨床スポーツ医学* 25 (5): 421-425, 2008
- 10) 大石順子: 「うっかりドーピング」を防ぐために. *治療* 91 (8): 2110-2113, 2009
- 11) 伊藤静夫: 国民体育大会におけるドーピングコントロール. *日本薬剤師会雑誌* 57 (1): 65-69, 2005
- 12) Laure P. et al.: Attitudes of coaches towards doping. *J. Sports Med. Phys. Fitness.* 41 (1): 132-136, 2001
- 13) 伊藤貞之: 汚染の進むスポーツ界, ドーピングの現状. *兵庫県医師会医学雑誌* 41 (3): 151-156, 1999